不在者投票

二十日の午後五時まで

勤務のための出張や、その他の用務などでどうしても二十一日には、市外にいて、投票できない、見込みの方は、二十日の午後五時までに公会堂の選挙事務室に申出れば、不在者投票ができます。

不在者投票をするには次の理由で投票日当日市外にある場合に限られ、しかも、それぞれの理由によって証明書が必要です。

1、職務または業務に従事するために市外に滞在するためであること。

2、事業所の証明書、個人事業は事業主の証明書が必要。

3、やむを得ない用務または事故のために市外に旅行中か滞在中であること。

市長の証明書。

三か月にならない者、現住所の市町村長の証明書。

主として以上のとおりですが、職場が遠いところにあって、証明書をとうしてもらうことができないとか、出張の日程から、どうしても証明書をとることが困難な場合には、証明書にかわる方法があります。

また、用事があって投票日当日出かけるといっても、ただ単なる個人的な用事ではだめな場合があります。

いずれにしても、一度選管事務室へ電話で問い合わせてみて下さい。

市外から新津市へ転入してきた人で、まだ三か月にならない人で、もし、補充選挙人名簿登録申請をしなかった人は元の住居地の選挙管理委員会に対して、勤め先の証明書か市長の証明書を同封して不在者投票の請求をすることができます。

請求しますと、個人あてに投票用紙と証明書が送られてきますので、証明書の封筒を開かずに、そのまま、市の選挙事務室に来て投票することができます。市の選管ではこの投票を元の住所地の選管に送るしくみです。

名簿に投票日当日出向けば、入場券がなくとも証明書の用紙等は、市の選管事務室にあります。

開票は一小　午後九時半から　体育館で

新津市開票区の開票は第一小学校体育館で、午後九時三十分から行なわれます。

選挙会をされる方は静かにして、開票事務が正確に速く行なわれるように協力ねがいます。

投票用紙をまちがいなく

衆議院は赤　国民審査は黒

投票日の投票については、入場券を持って入場し、名簿との照合を受けて投票用紙をもらって投票することは従来と同じですが、なお次のことに注意下さい。

一、投票用紙は、赤が衆議院議員の用紙、黒が最高裁判所裁判官国民審査の用紙です。

二、赤用紙の衆議院議員の投票用紙には、投票したいと思う候補者の氏名を一人だけ、はっきり書いて下さい。一人の氏名のほかに何か書いたりすると切角の投票が無効になります。

三、国民審査の投票は記号式といって、やめさせたいと思う裁判官には×を書き、やめさせたいと思わないときは、何も書かないで投票して下さい。

また、×印は、きめられた欄の中に書いて下さい。

投票用紙をまちがえたり、投票しないで持って帰ることなどのないように注意が大切です。

四、投票用紙は、衆議院議員（赤刷）用と、最高裁判所裁判官国民審査（黒刷）用のものとを一緒にして渡しますので、間違いのないよう特に注意して下さい。

五、字が読めないとか、字の書けない人は、申し出て、事務従事者から書いてもらうことができます。これを代理投票といいます。

裁判官の審査は国民の大切な権利

衆議院の総選挙が行なわれるたびごとに最高裁判所裁判官の国民審査があわせて行なわれます。

最高裁判所は、憲法の定めるところによって、一切の法律、命令、規則または処分、決定などが憲法に違反していないかどうかを決める終審裁判所です。

最終判決を行なうわが国でいわば憲法の番人ともいうべき重大な役目を持っています。

このような極めて重大な役目と権限をもつ裁判官であるから、その人が果して裁判官としてふさわしいかどうかを、国民全部から、任命された後はじめて行なわれる総選挙の際に審査をうけることとされています。また、それから十年を経過したときも同様審査されます。

最高裁判所の裁判官の定数は十五人ですが、うち九人の裁判官については今回審査が行なわれるわけです。従ってその裁判官をやめさせるかやめさせないかを決める国民審査は、一番大切な意義をもつものです。決しておろそかにできないことになります。お手許に届けられた審査公報をよく読んで、投票して下さい。

国政は公明選挙が土台石

公明選挙運動に参加しよう

今回の総選挙では、選挙法を守る運動・投票の自由を守る運動・買収供応を追放する運動・候補者の弱みにつけこまない運動などを主体として、「公明選挙運動に参加する運動」が呼びかけられています。

新津市の、婦人会、青年会などの代表者で作られる選挙推進協議会では、この運動を積極的におしすすめることを決め、次のことを市内の各層に対して要請しました。

1、今年は市内のあちこちで公明選挙の看板が見られ、今までにない市民各層からの公明選挙の気運が高まりつつあり、市内の婦人会、青年会、老人クラブなどの各種団体、官公署、非業所は、それぞれ話しあいの中で、公明選挙運動に参加することを自主的に決めて、一般の見易い場所に「わたくし達も公明選挙の参加者です」という看板あるいはポスターを掲示して一般有権者に訴え、公明選挙の推進に協力することです。

（写真は三ノ町郵便局入口に掲げた青年会議所の看板）

公明選挙運動にご参加を

新津市公明選挙推進協議会長　石井新一

豊かなくらしはよい政治から、よい政治は正しい選挙から出れるというわけです。

この大切な選挙を明るく正しいものにするこの大衆的運動であるわたくしたちの切実な願いであって選挙の浄化運動については、今日迄であらゆる方法と不断の努力を致してきましたが、しかし選挙の実態とその成果は必ずしも満足できる状態ではありませんが、むしろ選挙違反の増加や悪質化の傾向にありますことは誠に残念なことであります。

選挙公明化の道は一重に選挙民の自覚と政治常識の向上をまつほかはないところから、これには万般の対策とさまざまな運動の実施を見てきたところですが、この点さらに中央の公明選挙連盟と県市町村の公明選挙推進協議会では、来る十一月二十一日に行なわれる衆議院議員総選挙に当っての「公明選挙運動に参加する運動」をここに提起致します。

参観をされる方は静かに、帽子を脱ぐなどのないように注意して下さいます。

「公明選挙運動」をこの度さらに一層の運動を通じ広く有権者の自覚と協力を求める運動は投票しません。

私は政治をよくするため公明選挙運動に参加します。

と云った主旨のもので、去る公明選挙推進協議会、木山公明選挙推進協議会においても、この運動を広く且つ強力に展開し全市挙げて公明選挙の実現を期することになりましたので市民各位の御支援と御協力を御願いします。

私は選挙の棄権をなくし、投票の自由を守ります。

私は買収供応をなくします。